

(別紙2)

「生活文化の振興」事業の企画運營業務  
に係る委託候補者選定評価基準及び評価点

1 目的

この基準は、企画提案書の評価基準及び評価点を定めるものである。

2 評価基準、評価点

- (1) 評価基準及び評価点は、別表によるものとする。
- (2) 評価者がそれぞれ採点した評価点の平均値を提案書の評価点とする。

別表 企画提案書の評価基準及び評価点

1 業務実績（様式3）

評価項目	評価点				
	A	B	C		
<b>(1) 業務実績</b>					
類似業務実績の有無（規模、内容等）、及び本事業に類似しているか。	10	5	0		

- A 本業務と大半が類似した業務の実績がある。  
 B 本業務と一部類似した業務の実績がある。  
 C 本業務と類似した業務ではない、本業務と類似した事業の実績がない。

2 企画提案（自由様式）

評価項目	評価点				
	A	B	C	D	E
<b>(1) 企画提案内容</b>					
<b>【市役所本庁舎を会場にした茶会の開催について】</b>					
① 事業目的を踏まえ、事業の実施について、効果的かつ実現可能な提案や運営手法がなされているか。	20	16	12	8	4
② 参加者の応募に繋がる効果的な広報、宣伝手法がとられているか。	20	16	12	8	4
<b>【生活文化に関するワークショップの開催について】</b>					
③ 事業目的を踏まえ、事業の実施について、効果的かつ実現可能な提案や運営手法がなされているか。	15	12	9	6	3
<b>(2) 独自性</b>					
提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、本事業の目的達成のための有効な独自提案であるか。	15	12	9	6	3
<b>(3) 業務執行体制</b>					
・本業務執行のために適切な人員配置及び役割分担が妥当か。 ・進捗確認など本市や関係団体との連絡・調整が速やかに行える体制となっているか。 ・問題発生時の適切な対応が考慮されているか。	15	12	9	6	3
<b>(4) 趣旨の理解</b>					
提案が本業務の目的を十分に理解した内容となっているか。	10	8	5	3	1

- A 極めて優れている      B 優れている      C 妥当  
 D やや不十分      E 不十分

3 京都市公契約基本条例との関係（様式3）

評価項目	評価点				
	A	B			
本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか。	5	0			

- A 該当する      B 該当しない

4 見積金額（様式4）

評価項目	評価点
見積金額	／10点満点

(受託希望者中の最低見積額) / (各受託希望者の見積額) × 10点

※ただし、小数点以下は切り捨てる。

※契約金額上限額を超える場合は失格